

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和4年度 第5回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
日 時	令和4年8月24日(水) 9:30 ~ 11:30
場 所	芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5
出席者	会 長 島田 茂 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸  事 務 局 篠原課長、山西係長、藤川主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからエの審査請求の案件については、個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求(令和4年3月7日付け)について

- イ 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について
- ウ 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について
- エ 令和4年4月27日付け芦福高第184号個人情報不開示決定処分に係る審査請求（令和4年5月27日付け）について
- オ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について
- カ その他

## 2 提出資料

なし

## 3 審議内容

開会

- (1) 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月7日付け）について
  - ア 次回審議とした。
- (2) 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について
  - ア 次回審議とした。
- (3) 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について
  - ア 次回審議とした。
- (4) 令和4年4月27日付け芦福高第184号個人情報不開示決定処分に係る審査請求（令和4年5月27日付け）について
  - ア 次回審議とした。
- (5) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について

島田会長	続きまして、前回の審査会からの継続審議である議題5について審議を行います。審議の進め方についてですが、大きく3つの分類に分け、それぞれにおいて事務局からの説明、委員の皆様が意見を述べるという構成にしたいと考えますがよろしいでし
------	---

ようか。制度見直し検討項目 3 から 5 については、法律において市が実施、規定することを許容している内容であり、市の考え方や方向性に対して意見をするもの、項目 6 ・ 7 については、審査会の権限・諮問事項・役割等についての運用等にあって意見をするもの、項目 8 から 1 0 は、施行条例への規定の有無等の法整備について意見をするものです。

委 員

(全員異議なし)

島田会長

それでは、制度見直し検討項目 3 から 5 について、事務局から説明を求めます。

事務局

(資料 4 「制度見直し検討項目 3 ・ 4 ・ 5 」 の読み上げ)

島田会長

制度見直し検討項目 3 から 5 について審議を行います。何かご意見はありませんか。

島田会長

個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿に記載される情報を比較するとどうですか。

事務局

記載内容としては概ね同等ですが、個人情報を取り扱う事務ごとに作成する個人情報取扱事務登録簿とデータベースごとに作成する個人情報ファイル簿と作成単位は異なります。

委 員

ある個人情報ファイルから派生して作成された二次情報についてはどう取り扱われますか。

事務局

ある個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録したものであり、利用目的等が範囲内のものであれば重ねての作成は不要です。

委 員

個人情報ファイルの本人数が 1, 0 0 0 人未満の個人情報ファイル簿を作成・公表する規定については個人情報保護委員会に確認しておく必要がありますね。

事務局	個人情報ファイル簿を作成・公表したことの審査会の報告については、個人情報保護委員会から指摘もあり、条例には規定せず、事後的に報告したいと考えています。
委員	匿名加工情報の提供が行われる場合はどのような手順になりますか。
事務局	<p>市が行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行う個人情報ファイルを公表し、事業者等から提案があった場合には、審査の上、契約を締結し、手数料を納付していただき、行政機関等匿名加工情報を提供します。</p> <p>民間事業者の匿名加工情報としては、例えば、小売店舗等での購買情報が該当し、その情報は分析され、マーケティング等に活用されます。</p>
委員	小中学校においてタブレット等を利用して蓄積された生徒の成績等の学習情報も匿名加工情報として、教科書を作成する事業者が活用することもあり得るかもしれませんね。
委員	今後、市役所でのAIによる電話自動応答サービスが普及することも考えられ、市役所内で過去にどんな質問、回答があったのかの相談履歴のデータを匿名加工情報として他の自治体等が活用することも出てくるかもしれません。
委員	都道府県や神戸市等の指定都市は行政機関等匿名加工情報の提供を実施する義務があるということですが、一部の自治体では、要介護の方等の調査情報、健康に関する情報等の活用が進みつつありますよね。
委員	芦屋市が保有している個人情報を民間事業者に提供し、行政サービスに活用することは問題ないですか。
事務局	はい。市の業務目的の場合については、民間事業者と業務委託契約を行う等の方法で分析等もできます。

委 員	民間事業者が匿名加工情報を活用することで行政にとっても有益な情報が取得できれば行政の費用負担が減少するメリットはあります。
委 員	個人情報保護法改正の趣旨として、データの流通・活用があると思いますが、芦屋市として慎重に検討した上で実施する考えもありますね。
島 田 会 長	基本的には市の考える方向性について問題ありませんが、引き続き答申の作成において審議します。続きまして、制度見直し検討項目6・7について、事務局から説明を求めます。
事 務 局	(資料4「制度見直し検討項目6・7」の読み上げ)
島 田 会 長	制度見直し検討項目6・7について審議を行います。何かご意見はありませんか。
島 田 会 長	要約すると、これまで、条例上認められた「収集の制限」、「目的外利用・外部提供の制限」及び「オンライン結合による提供の制限」の例外について、要件面において、審査会での諮問・答申を要することとしていたものがなくなり、技術面で個人情報保護制度の運営のあり方について専門的な立場から助言するという立場に変わったと言えますね。
事 務 局	そうですね。各項目について、個別の事案ではなく、全体的なものとして運用ルールの作成等は制度上可能と説明されています。
委 員	「目的外利用・外部提供の制限」について、審査会が判断してきたものもありますが、今後はすべて自治体が独自に判断して行うということですか。
事 務 局	個別の事案について、個人情報保護委員会に助言を求めることもできます。これまでの審査会の答申については、令和5年4月1日以降においては、答申に準拠して個人情報の取扱いを行うことはできず、改正後の法律に則ったものであるか否かにつき再度判断し、法律の規定に従い適切な取扱いをしなければならないとされています。

委 員	事業者等の立場から考えると、自治体ごとに個人情報の取扱いが異なることが問題となっていたかもしれませんね。
委 員	目的外利用・外部提供について、個人情報保護条例第14条と改正個人情報保護法第69条を比較した場合、改正法の第2項第4号に、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときという規定がありますが、解釈として非常に広く捉えられてしまうおそれがあるのではないのでしょうか。
事 務 局	条例では規定できないため、特に改正法の第2項第4号については、改正法のガイドライン等も確認し、これまでの事例の判断材料も参考にして、個別に公益性等を判断していくことになると考えています。
委 員	芦屋市のシステム導入時の流れについて、セキュリティリスク等について専門的見地からの意見を聴いたり、情報セキュリティポリシーを踏まえたセキュリティ面の審査等の協議を行っているとのことですが、システムの安全性等の技術的な視点がメインだと思いますが、本審査会のように個人情報を提供してよいかどうかという視点も必要ではないのでしょうか。
委 員	芦屋市の判断で個人情報を提供し、万が一流出・漏洩した場合、市の責任になるため、慎重な運用が必要です。
委 員	「収集の制限」、「目的外利用・外部提供の制限」及び「オンライン結合による提供の制限」について、これまでの個人情報保護条例の運用ができないとしても、これまでの取扱いの配慮は必要だと思います。
委 員	審査会の設置、組織等について定める審査会条例について、個人情報保護委員会が示している条例の例文がありますが、このとおり規定する必要があるのでしょうか。
島 田 会 長	守秘義務の罰則については、市として本審査会以外の附属機関の罰則の有無の整合

性も必要ではないでしょうか。事務局は確認お願いします。個人情報扱う他の附属機関において、罰則が規定されていないのであれば、本審査会が特段規定する必要はないと考えられます。

島田会長 基本的には市の考える方向性について問題ありませんが、引き続き答申の作成において審議します。続きまして、制度見直し検討項目8から10について、事務局から説明を求めます。

事務局 (資料4「制度見直し検討項目8・9・10」の読み上げ)

島田会長 制度見直し検討項目8から10について審議を行います。何かご意見はありませんか。

委員 改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報との整合性については特段問題があるわけではないですね。

事務局 はい。改正法には法令秘情報について規定がありませんが、法第78条各号のいずれかに該当するものとして引き続き不開示となり、実質的には、現行条例の不開示の範囲の同等のものになると考えられます。

島田会長 これまで個人情報保護条例において、事業者の個人情報の不適正な取扱いが行われないよう指導・助言・勧告・公表という規定があったものがなくなるということは、地域における個人情報の取扱いについて国は把握できるのだろうか。

市民からある事業者に個人情報を不正に扱われた相談があった場合の対応はどうなりますか。

事務局 法律上は個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者等の監督を行うこととされています。市民からの相談があった場合は、個人情報保護委員会にも情報提供することになると考えられます。

島田会長 地方自治法上の地方自治体の地域住民の利益を守るという責務を制限しかねないですね。地域住民の要求は地方自治体が処理するという住民自治の原則から考えると問題があるのではと思います。個人情報保護、地方自治の観点からも何か対策が必要です。

委員 市民からの苦情相談については、消費生活センター等の適切な関係機関と連絡連携し、また個人情報保護委員会へ積極的に要望するという2つのルートが大事になると思います。

島田会長 基本的には市の考える方向性について問題ありませんが、引き続き答申の作成において審議します。

審査会としては、個人情報保護制度が条例から法律に根本的に変わったということ为前提に意見をし、運用面においてどこまでフォローできるかが課題です。

法律を前提とした地方自治体の個人情報保護制度を運用するにあたり、審査会の疑問点や意見を十分掌握した上での運用体制の確立を求めたいですね。

新たな法制度の下においては、今までなかった問題点が生じる可能性があり、そういうことを認識した上で制度を運用するよう提言しましょう。

それでは、時間になりましたので、審議を終了します。議題5について、継続審議とし、次回から答申案について審議していきましょう。

(6) その他

閉会